＜静岡ブルーレヴズ　ラグビースクール規約＞

第１条【名称及び所在地】

・当スクールは、「静岡ブルーレヴズ　ラグビースクール」（以下「当スクール」という）と称し、運営事務局を静岡ブルーレヴズ株式会社（以下「当社」という）に置きます。

第２条【目的】

・当スクールは、ラグビーを通じてラグビーの普及及び技術水準の向上を図ることにより、会員の心身の健全な育成とスポーツへの正しい理解を深め、かつ、地域社会の豊かなスポーツ文化の振興に寄与することを目的とします。

第３条【運営】

・当スクールの運営は前条の目的に即して運営事務局が行うものとします。

第４条【会員資格】

・当スクールに入会できる者は、本規約に同意した者とし、スポーツを行うに適した健康状態であり、当スクールが入会に適すると認めた者（以下、会員）とします。又、未成年の者が入会する場合には、親権者その他の法定代理人（以下「保護者」という）の同意が必要となります。

第５条【クラス編成】

・年中、年長、小学１年生、２年生、U-10（小学3,4年生)、U-12（小学5,6年生)、U-15（中学1～3年生)、タグラグビークラス（小学3～6年生)、女子クラス、大人クラスの計10クラスで形成されます。

学年、年齢	クラス名
年中	①　年中クラス
年長	②　年長クラス
小学校１年生	③　小学校１年生クラス
小学校２年生	④　小学校２年生クラス
小学校３～4年生	⑤　U-10 クラス
小学校5～6年生	⑥　U-12 クラス
中学校1～3年生	⑦　U-15 クラス
小学校３～６年生	⑧　タグラグビークラス
小学校３年生以上の女子	⑨　女子クラス
16歳以上（高校１年生以上）	⑩　大人クラス

・会員は当スクールの指定するクラスに所属するものとします。

・複数クラスへの重複入会については、下記の場合において当社が認めた場合のみ可能です。

1)⑧のタグラグビークラス該当者は、⑤〜⑥のいずれか一つのクラスとタグラグビークラスを重複して所属することが可能です。
2)⑨の女子クラス該当者は、⑤〜⑦、⑩のいずれか一つのクラスと女子クラスを重複して所属することが可能です。

第 6 条【指導】
・会員はその所属するクラスの開校日・時間に限り、そのクラスの指導者から指導を受けることができます。

第 7 条【活動期間など】
・当スクールの活動期間は、原則として毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とします。またスクールの活動日程、場所などの詳細は当スクールホームページ（https://sgrum.com/web/shizuokabluerevs/）等で会員に対して告知します。

第 8 条【入会手続き・入会金】
1．当スクールの会員となることを希望する者は、当スクールホームページにおいて、所定の申込フォームに必要事項を入力し、当スクールに提出するものとします。また、未成年の者が入会する場合には、保護者が申し込みをしなければなりません。
2．会員または保護者は、当社の定める方法で、指定期日までに入会金を納めていただきます。
3．当スクールの会員となることを希望する者は、当社が入会申込フォームやその他当社の指定する書面を審査し、その入会を承認した時に会員となることができます。
4．会員及び保護者は、入会を承認されなかった場合を除き、理由の如何を問わず、一旦納入した入会金の返金請求は一切できないものとします。
5．会員の入会日は受講開始日とします。
6．当スクールは、以下に該当する者の入会をお断りすることができます。
・第 29 条に規定する反社会的勢力に該当する者
・過去に第 22 条に規定する事由に該当し、除名になった者
・その他当スクールがこれに準ずると判断した者

第 9 条【年会費等】
1．会員または保護者は、第 8 条第 2 項の入会金とは別に、当スクールの定める方法で、指定期日までに年会費を納めていただきます。
2．大会・合宿参加費や交通費等の費用が発生した場合、指定期日までに当スクールの定める方法にて納めていただきます。
3．会員及び保護者は、理由の如何を問わず、一旦納入した年会費、大会・合宿参加費や交通費等の費用の返金請求は一切できないものとします。

第１０条【月会費】

1. 会員または保護者は、第 8 条第 2 項の入会金、第 9 条の年会費・運営費等とは別に、当スクールの定める方法で、指定期日までに月会費を納めていただきます。
2. 月会費の返金については下記の通り定めます。返金のスケジュールおよび方法は、その都度当スクールからご案内します。

スクール都合※1 による活動の中止	月の活動が予定の 50%未満	半額返金
	月の活動が全て中止	全額返金
会員都合※2 による欠席	返金なし	

※ 1　活動場所が確保できず、オンライントレーニングなどの代替活動も実施不可の場合。悪天候天災等の不可抗力、緊急事態宣言発令等による全活動の中止も含みます。

※ 2　自己都合による欠席（旅行、学校行事等）のほか、第 13 条に該当する場合も含みます。

※ 都合により、同時間に全クラスが一斉開催となった場合、複数クラスへ重複して入会している会員は、どちらかのクラスにしか参加できません。なお、欠席したクラスの方の月会費の一部返金はできかねます。

第１１条【用品】

・会員は当スクールの定める用品を購入・着用して、スクール活動に参加することとします。

第１２条【遵守事項】

会員及び保護者は、以下条項を遵守しなければならないものとします。

① 本規約を遵守すること。

② 活動の目的を理解し、指導者の指示に従うこと。

第１３条【スクールへの参加禁止】

・当スクールは、下記に該当する会員には、スクールへの参加を禁止することができます。なお、この場合は会員都合の欠席扱いとなり、月会費の扱いは第１０条に規定する通りとなります。

① 感染症法に規定または同法に基づき指定される感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）もしくは集団感染するおそれのある疾病に罹患している方

② インフルエンザ等の流行により学級閉鎖、学校閉鎖等の措置に従っている方

③ 本規約を遵守しない方（月会費を期日までに支払わない場合など）

④ 第 29 条に規定する反社会的勢力に該当する方

⑤ 刺青、ファッションタトゥーを露出した方

⑥ 酒気を帯びている方

⑦ 当社が、他の会員に迷惑をかけると判断した方

⑧ 正当な理由なく本スクールの指導者の指示に従わない方

⑨ 過去に本スクールで除名の通告を受けたまたは除名処分となったことがある(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)、または他のラグビースクール等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがある方

⑩ その他当スクールが都度指定する参加禁止条件に該当する方

第１４条【届出事項の変更】

・会員は、当スクールに第８条第１項にしたがって届け出た情報等について変更があった場合、所定の方法で、当スクールに届け出るものとします。尚、前述の届け出がないため、当スクールからのメールまたは送付資料その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものと見なし、当スクールは一切責任を負わないものとします。

第１５条【アカデミーへの入会】

１．会員は、当社が運営する「静岡ブルーレヴズ　アカデミー」（以下「アカデミー」という）にも重複して入会することができます。入会希望月の前月 15 日までに所定の方法で入会の申請を行うこととします。入会には、アカデミーの会員規約に同意し、当社の審査を通過し、所定の年会費等を別途支払う必要があります。

２．前項でアカデミーに重複して入会した会員は当スクールを退会した後も、引き続きアカデミーで活動することができます。ただし、月会費についてはアカデミーが別途規定する条件に従うものとします。

第１６条【休会】

１．会員は会員の都合により当スクールの休会(引き続き１ヶ月以上３ヶ月以下休む場合をいう)を希望するスクール生は、休会希望月の前月 15 日までに所定の方法で申請することにより、翌月から休会することができるとします。なお、休会中は月会費を免除としますが、休会の申し入れを行った当月分の月会費は返金いたしません。

２．休会の期間は３ヶ月以内とし、休会の期間が経過したときは原則として自動的に復会するものとする。ただし、会員が怪我などの理由で休会の延長を希望する場合、速やかに当スクールに申し出て承認を得るものとします。

３．一活動期間内において、休会は３ヶ月単位とし、連続して２度まで休会できることとします。それ以上休む場合は自動退会と致します。ただし、当スクールが特別に認めた場合にはこの限りではありません。

第１７条【復帰】

・休会届を提出した会員が復帰する場合は所定の方法で、復帰希望月の前月 15 日までに当スクールに通知することとし、当該会員の怪我や疾病の状況にかんがみ、当スクールが復帰の承認をしたときに、復帰希望月から復帰することができるものとします。

第１８条【退会】

・会員は、会員の都合により退会する場合には、所定の方法にて退会希望月の前月 15 日まで当スクールに通知することにより、当スクールの承認を得た時に、退会希望日から退会できるものとします。なお、退会の申し入れを行った当月分の月会費は返金いたしません。

第１９条【自動更新】

・会員から第 18 条に基づき退会の通知をしない限り、当スクールの会員資格は自動的に継続され、該当するクラスに所属するものとします。この場合、会員は該当するクラスの年会費と月会費を支払うものとします。

第２０条【保険】

１．会員は当スクールが定める保険に加入するものとします。また加入手続きは、当スクールで行うものとします。なお、保険料は第９条に規定される年会費に含まれます。

２．スクール活動・試合及びそれに伴う往復路での負傷時及び事故の場合における補償は、加入する保険会社の約定通りとなります。

第２１条【負傷時の対応】

・会員が、スクール活動・試合及びそれに伴う往復路での負傷時及び事故にあった場合、応急処置は行いますが、それ以上について、当スクールは一切責任を負わないものとします。

第２２条【除名】

・当社は会員及び保護者が次の各号の位置にでも該当するときは、会員資格を停止し、除名することができるものとします。

① 年会費・月会費・その他の費用の支払いを３か月以上滞納した場合
② 当スクールの運営を故意に妨害した場合
③ 本規約または本規約に付随する諸規則に違反した場合
④ 当スクールの名誉または信用を傷つけた場合
⑤ 第４条に定める会員資格を欠いていることが判明した場合

第２３条【譲渡禁止】

・会員は、その会員たる地位を第三者に譲渡することはできないものとします。

第２４条【免責】

・会員及び保護者は、当スクールのスクール活動中・試合及びそれに伴う往復路における事故、事件、傷害、盗難、トラブル、また会員同士のトラブルについて、当社の故意または重大な過失に基づく以外のものに対して、何ら損害賠償を求めないものとします。

第２５条【休講】

・当スクールは、天候等の状況により、スクール開催が困難と判断した場合は、休講とします。

第２６条【スクールの廃止】

１．当社は３か月前に予告することにより、当スクールを廃止することができるものとします。

２．当社が当スクールを廃止したときは、会員は、当然に、その会員たる地位を失うものとします。
３．前項の場合、納入済みの年会費は、月割り計算により精算し、無利息にて返還するものとします。
４．会員および保護者は、当スクールを廃止した場合といえども、会社に対し、前項の返還を除き、補償その他の請求、異議申立てをすることはできません。

第２７条【写真・映像等の使用】
・会員は、会員が映った映像・写真を、当スクール、当社及び当社スポンサーによる広報利用・商業利用（公式ホームページ、SNS など）はじめ、一般メディアの報道（試合中継・テレビ・新聞）などに使用することをあらかじめ承諾するものとします。

第２８条【通信費の負担について】
・本規約に基づく当スクールのサービスを利用するにあたり発生するスマートフォンやパソコンのデータ通信費は会員負担となります。

第２９条【反社会的勢力の排除】
１．会員または保護者は当社に対して、以下のとおり表明し、確約します。
1）現在、又は今までに、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）に自らが該当しないこと、且つ将来に亘っても該当しないこと。
2)反社会的勢力と、現在又は過去を問わず、以下のいずれにも該当しないこと、且つ将来に亘っても該当しないこと。
① 反社会的勢力によって、その経営を支配される関係
② 反社会的勢力が、その経営に実質的に関与している関係
③ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営の協力し、又は関与している関係
④ 不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用していると認められる関係
⑤ その他反社会的勢力との間で社会的に非難されるべき関係

２．会員または保護者は当社に対して、会員自ら又は第三者を利用して以下のいずれの行為も行わないことを確約します。
1）暴力的な要求行為又は営業行為
2）法的な責任を超えた不当な要求行為又は営業行為
3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
4）風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方及び相手方と提携する第三者の信用を棄損し、業務を妨害する行為
5）反社会的勢力に自己の名義を利用させる行為
6）詐術行為

7）その他上記各号に準ずる行為
3. 会員または保護者が、前第 1 項又は前項のいずれかに違反するときは、当社は何らかの通知催告を要せず、当スクールのサービスの提供を中止し、又は当スクールから退会させることができます。
4. 前項に基づく当スクールからの退会手続は、当社による会員または保護者に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。
5. 前第 3 項に基づき当スクールのサービスの提供を中止し、又は当スクールから退会させた場合、会員または保護者はこれらにより生じる損害について、当社に対し、一切の請求を行わないものとします。

第３０条【個人情報の取り扱い】
・当スクールが取得する個人情報は、以下の通りです。
① 氏名、メールアドレス、続柄、住所、電話番号、生年月日、性別、学年、緊急連絡先、通学先
② ご意見、ご要望、お問い合わせ及び会員から申し出ていただいた内容
③ その他「2. 個人情報の利用目的」を達成する上で取得または発生する個人に関わる情報
・当スクールは取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内でのみ適切に利用いたします。
① スクール情報等の案内・連絡に関する電話やメール等による連絡
② スクール生アンケート等の実施
③ ラグビー協会登録や保険加入の際の個人情報登録
④ 各種問い合わせ、依頼事項の対応
⑤ 当スクール、当社及びチームの公式ホームページ・SNS・広報物写真使用
⑥ 静岡ブルーレヴズのチケットの会員割引を行うための認証
⑦ 静岡ブルーレヴズのチケット、グッズ、ファンクラブ等、当社の各種営業に関するご案内（電子メール、電話を含む）
⑧ スクール活動等の向上を目的とする調査と情報収集、情報分析
⑨ 法令、条例その他の規制の遵守
⑩ その他適用される法令で認められる場合
・当スクールは運営にあたり、当スクールが指定するアプリ利用のために、Sgrum 株式会社へ会員の個人情報を提供します。会員はアプリをダウンロードする際に「アプリ規約」を必ずご確認ください。なお、法令に定める場合その他「個人情報保護に関する法律」に定める場合を除き、前述の会社以外の第三者（当スクールがスクールに関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く。）に対して、会員の個人情報を会員の同意を得ないで提供しないものとします。
・当スクールの個人情報の取扱いに関する問合せは、第 35 条に定める宛先となります。
・その他個人情報の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー（https://www.shizuoka-bluerevs.com/privacypolicy/）に準じるものとします。

第３１条【付則】
・当スクールは必要に応じ、随時本規約を改定できると共に、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとします。会員は本規程の改定ならびに細則にしたがうものとします。

・当スクールは、本規約の変更を行う場合には、当スクールが別途定める場合を除き、当スクールホームページ上で公表する方法により行います。また公表の際は、効力発生時期を定め、かつ、変更を行う旨、変更後の内容、および効力発生時期を、予め会員に周知するものとします。

第３２条【準拠法】
・本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第３３条【専属的合意管轄裁判所】
・当社および会員は、当社と会員との間で、本規約に関して、または、当スクールもしくはサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、訴額に応じて浜松簡易裁判所または静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第３４条【発効】
・本規約は、2026 年 9 月 1 日より効力を生じるものとします。

第３５条【問い合わせ】
・本規約についての問い合わせ、または、本規約に関する連絡は、次の宛先に行うものとします。

〒438-0002
静岡県磐田市大久保 891-106
静岡ブルーレヴズ　ラグビースクール事務局
TEL: 080-7015-6763（火曜～土曜日午前 9 時～午後 5 時、日曜、月曜、祝日、年末年始、システムメンテナンス日および当社が別途指定する日を除く）
email: school@shizuoka-bluerevs.com

ホームページ https://sgrum.com/web/shizuokabluerevs/

▼各種料金一覧

<table>
<tr><td rowspan="4">会費
（税込）</td><td colspan="2">入会金（入会時のみ）
※兄弟・姉妹・保護者が入会している場合、2 人目以降半額。
※入会特典としてオリジナルラグビーボールプレゼント</td><td>10,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">年会費（年次更新）
※保険料、協会登録料含む</td><td>3,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">月会費</td><td>年中、年長</td><td>3,300 円</td></tr>
<tr><td>小 1～4 年生、タグラグビー、女子、大人</td><td>4,400 円</td></tr>
</table>

	小 5〜中学 3 年生	5,500 円
その他	遠征・合宿などの参加には別途費用が掛かります。 ご入会時、スクール指定の用品をご購入頂きます。 重複入会の場合は、入会するそれぞれのクラスの月会費の合計もしくは当社が指定する金額をお支払いいただきます。	

版数	発行日	改訂履歴
第 1 版	2022 年 4 月 1 日	初版発行
第 2 版	2022 年 8 月 1 日	改訂版発行
第 3 版	2024 年 4 月 1 日	改訂版発行
第 4 版	2026 年 9 月 1 日	改訂版発行